

| 受理番号 | 受理年月日 | 件名及び要旨 | 提出者 | 送付委員会名 |
|----------------|---------|---|-----|------------|
| 4 年 第 2 7 号 | 4. 6. 8 | <p>一時保護措置を検討する第三者委員会設置に関する陳情</p> <p>土浦児童相談所の一時保護措置により長期の母子分離が継続されている。一時保護措置や母子に対する対応が適正であるのか公平な第三者委員会を設置し、情報の共有と検討がなされなければ、児童の最善の利益と親子が引き離されない権利が保障されない。よって下記事項を陳情する。</p> <p>1 概要</p> <p>近年の社会情勢により、児童相談所における児童虐待相談対応件数は年々急増している。しかし、その一方で誤認保護や過剰な保護が多発していることはあまり注目されず、改善に向けた取り組みも行われていない。</p> <p>また、行政処分を受けた親に対する指導・支援は全く存在せず、根本的な問題解決が図られていないのが現状である。さらに長期にわたる面会・通信制限が継続されるため親子の断絶を招き、児童の精神状態を不安定にさせている。これらの行為は深刻な人権侵害であり、児童にとっても「最善の利益」とはかけ離れた環境設定を児童相談所自らがやっている。</p> <p>以上のことを解決・改善するためには公平な第三者委員会の設置が不可欠である。兵庫県明石市をはじめ、東京都でも第三者委員会の設置が始まっている。児童の最善の利益と人権を守るために、そして虐待防止に向けた適切な親支援を地域の行政が担うことを可能にするためにも、第三者委員会設置と児童相談所に対する業務改善の申し入れをお願いする。</p> <p>2 陳情の事項</p> <p>① 私(陳情者)に対する行政処分(令和4年1月5日 15歳次女の一時保護)の理由・内容が全く明らかにされていない。私への書面での通知は3月28日に初めて行われた。自己情報開示請求(5月11日提出)に対し、児童相談所は60日間の開示延長を通知している。自分に科せられた処分に関し、理由・内容が分からない状態にされたまま母子分離が継続している。第三者委員会によってこれを明らかにするとともに、児童相談所の対応が適切であったのか検討していただき、改善余地が認められる場合には土浦児童相談所にその旨を伝えて頂きたい。</p> <p>② 私の次女は一時保護以来、母親である私と一度も面会も会話もできない状</p> | 個人 | 保健福祉 医療 |

| 受理番号 | 受理年月日 | 件 名 及 び 要 旨 | 提 出 者 | 送 付 委員会名 |
|------|-------|---|-------|-------------|
| | | <p>態が児童相談所の指示により継続されている。命の危機に瀕する事案ではなく体罰もないので分離は短期間であるべきで、母子の話し合いによって早急に解決できる事案だった。また、次女は一時保護解除(令和4年1月28日)後、元夫の親族宅で監禁状態の生活を送っている。精神的な安定が図られず、中学校の3学期は1日も登校できず卒業式も欠席だった。早急な母子統合への道を開くことができるよう、状況改善に向けた検討をお願いします。</p> | | |